

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

1. 看護系学部・学科について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
1	1	Q2	2023年度開設の大学ですが、3年次編入の制度はありますか。1. か4. どちらで回答したらよいでしょうか。	「ある」とお答えいただき、人数はゼロ記入をお願いします。
2	2	Q2	本学の現段階での規定は、 (編入学) 本学に編入学を希望する者は、その理由を付記した編入願を提出しなければならない。 とありますが、あくまでその年度に希望者のあった場合であり、毎年、要綱を作成し、試験日程を設けているわけではありません。 この場合の回答としましては、 1. 3年次編入制度がある 4. ない どちらを選択したらよろしいでしょうか？	本件は、制度の有無を問うておりますので、「あり」で回答をお願いいたします。 対象は有資格者、年次は3年次からとなりますと、「1」への回答となります。
3	3	Q3	編入学生の出身学校種別の内訳について、高校専攻科出身者はどのように回答したらよいでしょうか。	高校専攻科出身者はカウントせず、専修学校および短期大学の卒業者数に関してのみご回答ください。
4	4	Q4	英語や体育等の教養科目を担当している教員の数につきましては、他学部を含めた大学全体での一般教養科目の教員数(必ずしも看護学部の学生だけを担当するわけではない)でよろしいでしょうか？	ホームページの電子名簿に載っている(2023年5月1日時点で)教員を対象にお願いします。
5	5	Q4	本学部では産休・育休に入った助手の代替として就任した助手が数名おります。【全教員数】は代替助手も含めると定員を超過するため、【未充足数】と一致しない人数となってしまいます。定員数を入力する欄がないため、回答上ではわかりませんが、毎年度の回答を比較し定員数を計算した場合、定員人数が毎年異なってしまうと思いますが、どのように入力した方がよろしいでしょうか。	一番簡単な回答は、日本看護系大学協議会の電子名簿に掲載される教員でお考えください。つまり、代替教員はカウントしないようにお願いします。あくまでも、代替なので、正規教員の方をカウントの対象としてください。両方をカウントしないようお願いいたします。
6	6	Q4	教員数を入力しようとするとシートが保護されており入力が出来ません。解除して入力したいので、シート保護解除のためのパスワードをご教示ください。	グリーン部分は自動計算されるエリアなので、直接の入力はできません。ブルーのエリアの個々の数字入力段階で、このような状況が生じるとしましたら不具合ですので、そのようなことが起こりうるかどうかは確認いたします。再度ダウンロードしていただき、再チャレンジしていただきたくお願いいたします。
7	7	Q4	当時、既に内定していた、又、選考中(各2名)の者が居りましたが、カウントしなくて大丈夫でしょうか？(上記の他に、公募中は「未充足数」として、1人カウント済。)	注意書きにもありますが、※2023年度(2023年5月1日時点)で在籍している教員を記載していただきたく存じます。そのため、この時点で選考中であって、その後、在籍した教員については記載対象外となります。
8	8	Q4	本学には看護学科、理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科があります。看護学科以外の教員でも看護師の免許を取得していれば、「看護教員」の対象となりますか。	看護学科の教員として所属している方の人数をご記入ください。看護師免許を持っていても、他学科の教員は人数に <u>入れないで</u> ください。
9	9	Q4	「1.看護系学部・学科について」で「未充足数」とはどのような人が該当するのでしょうか。	「未充足数」は、定員を満たしていない教員数としてお考えください。 例えば、2023年5月1日時点において、定員が40名であるが、38名の教員で対応をしている場合、2名が未充足数となります。
10	10	Q4	⑧における「看護教員の未充足数、それ以外の教員の未充足数」は、何を基準とされているのでしょうか？(各大学の状況で回答して良いものなのか、その他の基準なのか)	未充足は、貴学の教員の定員に対し、不足している教員数のことを言います。 例えば、40名の定員であっても、38名しか在籍していない場合は、2名が未充足となります。 看護系教員、それ以外の教員、それぞれに定員があるかと思うしますので、その定員を満たしていない教員数のご記入をよろしくお願いいたします。
11	11	Q4	本学は助産別科を有しております。 学部、学科ではないため、昨年度までの調査には、教員数にカウントしておりませんでした。 他の設問に別科についてたずねられているものがあり、教員数についてもカウントするか否かお知らせいただければと思います。	教員数については、看護学部、あるいは学科の構成員を伺っております。 そのため、貴学の別科の教員が、学部あるいは学科の構成員に含まれていない場合は、カウントをしないでください。
12	12	Q4	本学は、医学部保健学科に「看護学専攻」、「理学療法学専攻」、「作業療法学専攻」がございます。この場合、対象組織は、学科単位ではなく、専攻単位(看護学専攻)でご回答すればよろしいでしょうか。	ご理解の通り、看護学専攻についてご回答ください。 Q4、Q13、Q14も「理学療法学専攻」及び「作業療法学専攻」のことは含まずご回答ください。
13	13	Q4	看護教員の人数について、常勤の実習助手(期限付き)は人数に入るでしょうか。	常勤の実習助手は期限付きでもフルタイムで看護の教育をしているので看護教員の人数に入れてください。
14	14	Q4、5、6	本学に助産学専攻科が設置されましたが、Q4・Q5の教員数で専攻科の教員の枠がないのですが、学部の教員数に入れて集計してもよろしいでしょうか。	はい、入れてください。学部専攻科だと思いますので、学部の教員数に入れていただいて、大丈夫です。
15	15	Q4、5、6	本学は、看護福祉学部の中に看護学科と福祉学科があります。学部としてお答えするのか、看護学科としてお答えすればよいのか、また、福祉学科所属の教員においても看護師免許等をもっている教員がおります。このことについて、取り扱いをご教示ください。	看護学科の教員のみでご回答いただきますようお願いいたします。福祉学科所属の教員で、看護師免許を持っておられても、今回の調査の対象外として頂ければと存じます。
16	16	Q4、5、6	看護教員の合計人数につきましては、Q4は看護師、助産師、保健師のいずれかの資格がある者と書かれておりましたので、医師資格2名を除いております。私の解釈が間違っておりましたら、訂正申し上げます。	Q4では医師資格はそれ以外の教員に入れてください。 Q5とQ6は、看護教員のみのお答えですので、看護教員の内訳を記入してください。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

17	17	Q4、5、6	Q4～Q6の助産別科の計上について Q4～Q6の教員数には助産別科の教員数は含みますでしょうか。	貴学の組織として、助産別科の教員を看護学部、あるいは学科の構成員として位置づけている場合は、教員数に含めて下さい。 大学の学部、学科とは別の組織として位置づけている場合は、教員数に含めないで下さい。
18	18	Q4、5、6、 22-B	文部科学省のアンケート等では助手は教員に入っていないかと思うのですが、今回の調査では助手を含めてよろしいでしょうか？	項目欄に設けましたように、助手も教員の人数に含めてカウントしてください。
19	19	Q6	注1より、看護学の学位を最優先するとのことですが、博士(医学)、修士(看護学)を修得している場合、「修士(看護学)」として人数を計上すればよいということでしょうか？	データ分析の趣旨としては、看護学の修士・博士の学位を有している者の割合などを把握したいという趣旨が大きいのですが、博士の学位取得数も調査の重要なデータになると考えています。ご質問の場合には、難しいのですが、最終修得学位となっていますので、博士(医学)を優先させていただきたく願います。
20	20	Q6	「学位別名称の人数」「学位の種類」につきまして、「保健看護学」については、「その他」にカウントするということでしょうか。	その他に含めてください。
21	21	Q6	Q6の看護教員の学位についてですが、「保健看護学士」はどこに計上すればよいでしょうか？	「その他」での計上としてください。
22	22	Q6	「健康科学」、「人間科学」、「医科学」 上記3つの修得学位は、以下の内、どの学位に分類すればよろしいでしょうか。	選択肢にない種類の学位はすべて「その他」に計上してください。「医科学」についても、「医学」ではなく「その他」に分類してください。

2. 看護系大学院について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
23	23	Q7	看護系大学院があるかどうかの設問がありますが、こちらは看護学の学位を取得できる大学院という意味でしょうか。 本学では昨年度に大学院の完成を迎え、修士(保健医療学)が取得可能です。 その場合、看護学の学位ではないため看護系大学院はないという回答でよろしいでしょうか。	修士(保健医療学)の学位ということですが、学修内容が看護学であれば「あり」と書いていただければと思いますし、実質が看護でなければ「なし」ということになるかと思えます。 大変申し訳ございませんが、貴学のほうでご判断いただきまして、ご回答いただければと存じます。
24	24	Q7	本学には、看護学系の教育課程として、看護学科が2課程、大学院(看護学研究科)が1課程ございます。 Q7の大学院の有無について、2学科とも「1. ある」と回答してよいでしょうか。それとも、大学院が所在するキャンパスの学科のみを「1. ある」と回答し、もう一方の学科では「2. ない」と回答しますでしょうか。	大学院の本部役割を果たしているキャンパスで計上していただければと思います。 Aキャンパスに大学院があるようでしたら、Aキャンパスで「有り」と回答していただき、Bキャンパスでは「なし」とご回答いただき、それ以降の回答を進めてください。
25	25	Q10	本学の場合『平日昼夜開講』となっております。該当する項目がないのですが、回答はどうすればよろしいでしょうか。	今回の調査は、昼間のみか夜間開講もしているかで比較したいと考えますので、3番の両方開講で処理をお願いします。
26	26	Q10	修士課程は昼間開講で博士課程は夜間開講の場合は、回答はどうすればよろしいでしょうか。	3.1と2の両方を開講とご回答ください。
27	27	Q12	看護学系大学院に構成員として所属する教員数についてお尋ねがありますが、この「構成員」とはどのようなものですか。(資格の有無などでしょうか。)	大学院のHPに看護学領域の大学院の授業や研究指導をする教員として、氏名などがあがっている教員ということになります。資格に関しましては、文部科学省の大学院の教員としての資格審査(新設大学院)あるいは、学内の基準による資格審査などがあるかと思えます。本調査では、特定の資格は求めておりません。
28	28	Q12	「大学院専任教員」とは、「主として大学院の教育を行う者」との注意書きがありますが、本学の場合は、大学院大学であるため表向きは、「学士課程専任教員」でない限り、学内の大学院教育資格審査で「マル合」または「合」教員は「大学院の教育を行う者」と言えます。しかしながら、これらの教員の中で学士課程の教育に関わっていない者はおりませんし、その比重も教員によって多少の違いはあっても学士課程と大学院教育の両方に関わっています。 一方、助産師養成コース(修士課程)をもっており、その専任教員として文部科学省に届出ている教員もおります(それらの教員も学士課程にも関わっています)。 このような場合は、「主として大学院の教育を行う者」はゼロとするのか、助産師養成コースの専任教育のみを回答するのか、学内の大学院教育資格審査で「マル合」または「合」教員について回答するのか、どの回答が求められていますでしょうか？	大学院のHPに看護学領域の大学院の授業や研究指導をする教員として、氏名などがあがっている教員ということになります。 大学院の専任教員であり、学士課程の教育に関わっている場合は、両方の教員数としてカウントしてください。 助産師養成コースが大学院の中にある場合は、大学院の教員数としてカウントしてください。
29	29	Q12	大学院専任教員についてですが、この専任教員とは大学院専門の教員のことなのか、学位論文指導ができる教員なのか、大学院の授業に携わっている教員のことなのか、何ををもって「専任教員」なのかを教えてください。	大学院のHPに看護学領域の大学院の授業や研究指導を行う教員として、氏名があがっている教員となります。 「質疑応答集」のNo.27,28 もご参照頂たく、よろしくお願いいたします。
30	30	Q12	質疑応答集No.27の回答には、「大学院のHPIに看護学領域の大学院の授業や研究指導をする教員として、氏名などが挙がっている教員ということになります。」との記載がございますがこれは、単位認定者でなくても大学院の授業の一部を担当していれば、「大学院に構成員として所属する教員数」に含めてよろしいでしょうか。	大学院の科目の単位認定をしておられる場合は、事前に研究科委員会(研究科の教授会のような組織)において、単位認定することを認めているのでカウントしてもらっています。 しかし、単位認定者として認められていない教員(例えばその教員の特に専門とするテーマについて1, 2コマを担当しているが、科目の単位認定者とはなっていない場合)の場合は、専任教員としてカウントしないでください。 大学によっては、専門看護師の実習補助にCNS資格を持つ助教などが指導にあたるといったケースもありますが、その教員が単位認定者になっていない場合は、あくまで「補助」ということですので、カウントしないでください。 たとえ助教であっても、オムニバスなどで共同責任で単位を担うことを研究科が認めている場合はカウントしてください。

※回答内のコメントに記載されている参照No.は、オリジナルのNo.をご確認ください

2024/12/16

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

31	31	Q12	本学では、学部と大学院がございますが、大学院の教育のみを行う専任教員のほか、学部教育と大学院教育の両方を行う専任教員が複数おります。 これまでは両方含めた数で回答をしておりましたが、こちらの質問は、大学院のみを指導している教員数を回答する方が望ましいでしょうか。	大学院のみを担当する教員はもちろんカウントしますが、大学院の専任教員であり、学士課程の教育に関わっている場合も、両方の教員数としてカウントしてください。 助産師または保健師養成コースが大学院の中にあつて、単位認定を担っている教員の場合も、大学院の教員数としてカウントしてください。
----	----	-----	--	---

3. 看護系大学学部・学科、大学院の学生情報について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
32	32	Q13	Q13の「全在生数」は、休学者数を含めて計上することになりますか？	休学者も含めてカウントください。休学者も在学者と考えて集計したいと考えています。
33	33	Q13～Q15	Q13、Q14、Q15 学生数、入学状況及び修了状況についての回答欄について →本学は看護学科とは別に、助産師を養成する別科助産専攻を有しています。 Q13～15において「専攻科生」の回答欄が設けられていますが、別科は含みますでしょうか。	2024年度回答内容修正 2023年度を対象とした調査より、保健師と助産師を分け、別科生の文言を追記した入力欄を作成いたしました。「助産師専攻科生・別科生」の欄にご回答ください。

4. 看護系大学学部・学科、大学院の入学状況

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
34	34	Q14	Q14.看護系の学部・学科、大学院の入学状況についての項目なのですが、本校は入学時に看護科学コース・リハビリテーション科学コース・検査技術科学コースの3コース合同の定員を定めており、看護科学コース独自の定員数は設定しておりません。 この場合、どのように記載すればよいでしょうか。	2024年度回答内容修正 2023年度を対象とした調査より、入学定員不明という欄を作成いたしました。看護学独自で入学定員を定めていない場合には、入学定員不明にチェックを入れてください。
35	35	Q14	入学状況についてですが、本学大学院博士前期課程の定員設定に関しては、助産師コース7名、その他14名の計21名としております。調査票にありますように、研究コース・専門看護師・保健師コース等ごとの定数設定はございません。したがって今回の調査票への記載はどのようにさせていただいたらよろしいか。	助産師コース7名はQ14の助産師コースにご記入ください。 貴校は専門看護師コースを開設されているようでした。そこで、お手数ですが、専門看護師を取得される予定で入学された方の実数を「専門看護師課程」に入力いただき、それ以外の方々の実数を「研究コース」に入れて記載してくださいでしょうか。
36	36	Q14	Q14の看護系大学学部・学科、大学院の入学状況について学部生、内編入学生の入学定員、志願者数、入学者数を記載することとなっておりますが、当学では、編入学生を定員と別に定めております。 そういった場合は、どのように記載したらよろしいでしょうか。	編入学の定員を加算した形で、学部生の入学定員をご回答ください。 その場合志願者数も同様に、編入学の志願者数を加算し、入学者数も編入学の入学者数を加算してご回答ください。 こちらで、編入学を含まない数字を見たい場合は、引き算をすれば編入学生の数字を加えない形の数字を得ることができますので、こちらで調整させていただきます。
37	37	Q14	「4. 看護系大学学部・学科、大学院の入学状況」における入学者数は2023.4.1の入学者でよろしいでしょうか。また、その場合の志願者数は、2023年度入学を目指す2022年度中の受験者でよろしいでしょうか。	ご理解の通りで間違いありません。ご指摘の通り、2023年4月1日の入学者数をお書きいただき、志願者は、その入学者が受けた試験ですので、正確には2022年度(2023年の3月までに)に実施された試験に志願した人数ということになります。
38		Q14	①本学医療看護学研究科では、留学生向けに秋入学試験を実施しております。 この場合、2023.10入学の学生はQ14の人数に含めるという認識でよろしいでしょうか。 ※Q&Aに4/1入学の学生数との記載がございましたので念のため確認させていただきました。 ②当該留学生はグローバルナースングコースとして別建てのコースに所属しますが、実際の内容は研究コースの英語版といった形となりますので、研究コースとしてカウントしてよろしいでしょうか。	①Q&Aには、4/1入学の学生数と記載しておりますが、秋入学のことを加味していない回答ですので、秋入学した学生さんも2023年度の数にカウントしてください。 ②グローバルナースングコースの場合は、上記以外のコース※3のところでご入力ください。

5. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の状況

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
39	38	Q15	「卒業時取得免許②～③」につきましては、国家試験の合格者数を回答すればよろしいでしょうか？それとも、国試合格後の免許申請者数を回答すべきでしょうか？本学担当部署に確認しましたところ、合格者数と申請者数では人数が異なるとのことでしたので、お伺いさせていただきました。	合格者数でご記入をお願いいたします。
40	39	Q15	卒業時取得免許の項目には、既卒者の合格者も加えて良いのか、加えなくて良いのか教えてください。	2023年度に卒業した学生及び修了した学生についてご入力ください。 したがって既卒者の合格者については「含めない」でください。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

41	40	Q15	厚生労働省からの国家試験の実施についての文書に添付されている卒業学校番号一覧表に記載されている免許・学校種ごとの該当の学校名がなければ、Q15の「卒業時取得免許」の当該セルに「0」を入力すればよろしいですか。	Q15の「卒業時取得免許」は、貴大学の学部生、および大学院生の卒業時「取得免許」を問うております。そのため、大学、大学院以外の学校については、回答は「0」となります。例えば、併設の専門学校などが想定されますでしょうか。また、貴学の大学院につきましては、看護系の研究科ではないとのことですので、回答は「0」として頂きたく、よろしく願いたします。卒業時「取得免許」につきましても、大学院生に所属している看護系の大学院生の既得免許についてのカウントは不要です。
----	----	-----	--	---

6. 看護系大学・大学院の卒業生・修了生の就職・進学状況

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
42	41	Q16	県庁に就職し、保健師としての採用ではあるが、必ずしも保健所勤務でない場合も「保健所・市町村・健診センター」でよろしいでしょうか？	ご理解の通り、「保健所・市町村・健診センター」に入力をお願いします。
43	42	Q16	2024年3月の時点で、就職も進学もしていない学生については数に入れないでよいのでしょうか？それとも、就職者及び進学者どちらかのその他に属する形で入力するのでしょうか？	一番下の欄の「その他」に入力をお願いします。
44	43	Q16	集計対象の範囲につき確認です。就職はしたが、正規職員でないものは、いわゆる「就職者」の中に入れて集計して差し支えないでしょうか。それとも、最下欄の「その他」として集計すべきでしょうか。	正規職員でなくてもご記入ください。
45	44	Q16	Q16について、本学の院生は社会人として働きながら修学していますが、その場合修了後の就職状況はどのように入力すればよろしいでしょうか。	修了後も現職継続の場合、現職を就職場所としてカウントしてください。
46	45	Q16	①就職者で、国家試験に不合格で看護助手として採用されたものは、どの項目に入力したらいいでしょうか。 ②一般企業の事務として就職した者は、『就職者の企業』か、『就職者のその他』または一番下の『その他』でしょうか。	①国家試験に不合格の場合でも病院に勤務された場合は「病院・診療所」に計上してください。 ②『就職者の企業』に計上してください。
47	46	Q16	例① 就職先：〇〇県立小児保健医療センター 例② 就職先：地方独立行政法人〇〇市立病院機構 上記就職先のように、都道府県もしくは市区町村での設立病院の場合、『病院・診療所』の区分での振り分けか、もしくは『保健所・市町村・健診センター』で振り分ければ良いのか。	「自治体立の病院」の取り扱いにつきましては、『病院・診療所』に区分していただきますように、願いたします。
48	47	Q16	学部生が卒業後4年制大学の養護教諭特別別科に進学しました。進学者のどこに分類すればいいのでしょうか？	進学者の「その他」の欄に計上していただければと存じます。
49	48	Q16	学部生が卒業後訪問介護ステーションの民間企業に就職しました。就職者のどちらに（訪問看護ステーション、企業）分類すればいいのでしょうか？	訪問看護ステーションに計上していただきたいと思います。
50	49	Q16	養護教諭として就職した者で、採用が教諭ではなく、講師として就職した場合は「学校(教諭として)」の欄に入力するか、「その他」の欄に入力した方が良いのか、どちらがよろしいでしょうか。	養護教諭の場合、臨時任用になってしまった場合等のケースかと思いますが。このような場合は、その他(行政職を含む)に入れてご回答くださいますよう、願いたします。
51	50	Q16	予防医学協会と保育園(私立)に就職した卒業生がおります。これらの場合は、どの項目に分類すればよろしいでしょうか？	いずれも、「その他(行政職を含む)」に入れて、ご回答くださいますようお願いいたします。
52	51	Q16	教諭ではない職で、小学校の支援員スタッフとして勤務された方がいらっしゃいます。このような方たちは、「その他(行政職を含む)」での計上でよろしいでしょうか。	「その他(行政職を含む)」に計上してください。
53	52	Q16	「Q16.看護系の学部・学科、大学院の卒業生・修了生の就職または進学状況を教えてください。」の質問項目で、就職・進学の両方に該当する者がいた場合はどのようにカウントすれば宜しいでしょうか。	フルタイムの方を主軸としてカウントしてください。この場合は病院でカウント願いたします。 Q36に説明を記入してください。Q36に説明を記入していただく場合がありますが、その場合もどちらかにカウントして、Q36に説明をしていただくようにいたして、のちほど集計の際に検討します。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

7. 教員の研究活動および社会貢献について

※「採択」と「交付内定」は同じ意味で用いております。

No. 新	オリジナル	設問No.	質問内容	回答
54	53	Q17	他校(他学部)で前々年度に申請し、前年(調査該当年度)に交付を受けた(もしくは交付には至らなかった)が、申請数に加えるのか	交付を受けた者がその年度に所属している場合は、当該交付に対する申請をカウントしてご記入ください。 ↓ (回答内容修正) ある教員がA大学で申請を行ったが3月で退職し、4月からB大学に就職した後に交付が内定したとします。その場合の申請件数はA大学でカウントし、その申請がB大学に異動した後に採択された場合の交付内定件数はB大学でカウントしてください。基本的には教員が在職している大学でそれぞれカウントすることといたします。
55	54	Q17	看護系学部・学科、大学院に所属する教員の研究活動について企業等による教育研究奨励費についてですが、企業からの寄付金等もこれに含まれますでしょうか。	企業からの寄付金についてですが、その資金が研究や教育に間接的にも還元されるものであれば、その他の欄にご記入ください。
56	55	Q17	以前の質疑応答集の「(略)その資金が研究や教育に間接的にも還元されるものであれば、その他の欄にご記入ください」の説明を参考にさせて頂き、申請を必要とせず獲得したものをカウントしたため、「その他」のところで「申請件数」を『0』件、「採択件数」を『3』件としました。「申請件数」と「採択件数」を合致させるのであれば、いずれも『0』件と修正します。	競争的資金について調査しているので、ご理解頂いたように、0件での回答になるかと思います。ご修正をお願いいたします。 受託の場合は「申請」はしないと思われるため、その欄を斜線としております。交付決定件数のみお書きください。
57	56	Q17	2023年度の状況で回答とのことですが、2022年度に新規採択された研究で本来であれば1年間(2022年度)で終了するはずのものが、本人の育児休暇等の都合で研究期間延長になり、継続して2023年も実施しているものがございます。ただ、研究費は2023年度に新たに配当されてはならず、2022年度に配当された金額をそのまま2023年度もやりくりしている状況です。このような研究は、継続件数としてカウントしてよいでしょうか？また、研究費は2022年度に配当された額を記入してよいでしょうか？	2022年度分を2023年度に送る場合には手続きがあったかと思います。研究期間が延長したということだと思いますので、継続件数は1件としてカウントし、2023年度正式な配分額は無いと思われるので、0円とご記入をお願いします。
58	57	Q17	研究代表者のみ記入となっておりますが、研究費につきましては、配分された研究費を全額記載するのか、そこから分担者への分担金を控除したものを記載すればよいのでしょうか。	分担者への分担金も含んだその年度の配分額全額のご記入をお願いいたします。
59	58	Q17	2022年の申請時には本学在職ですが、その後退職し、2023年4月1日に他機関に異動した教員分は件数として加算するのでしょうか。	2023年4月に在籍の教員の実績でご記入いただきたいと思います。ご質問の場合は、件数としては算定しないということになります。 ↓ (回答内容修正) ある教員がA大学で申請を行ったが3月で退職し、4月からB大学に就職した後に交付が内定したとします。その場合の申請件数はA大学でカウントし、その申請がB大学に異動した後に採択された場合の交付内定件数はB大学でカウントしてください。基本的には教員が在職している大学でそれぞれカウントすることといたします。
60	59	Q17	①基盤研究C等の基金分の研究は、前年度分が余った場合自動的に繰越しが可能となっておりますが、2022年度に余り2023年度に繰り越した分は、2023年度の研究費として含めるべきでしょうか。また、反対に、2023年度に残額が生じて2024年度に繰り越す分は控除するべきでしょうか。 ②更に、前倒し請求を年度内に行った場合は、研究費に含めるべきでしょうか。	①繰り越しは計算せず、当初の配分額で記載していただければと存じます。 ②前倒し請求の場合は含めてください。その分次年度の研究費からは差し引かれたものが計上されることとなります。
61	60	Q17	表中、「企業等による教育研究奨励費」とはどのようなものが該当しますでしょうか。	「企業からの受託研究費」以外の企業からの研究助成と考えていただいてよろしいかと思います。 受託研究ですと、企業から指定された研究テーマを取りあつかいますが、特にテーマが指定されているわけではない競争的あるいはそれ以外の研究費となるかと思います。 看護学の分野ではそれほど件数は多くないと思います。
62	61	Q17	期間延長した場合ですが件数に含むという事でよろしいでしょうか？ また、最終年度なので、2023年度の配分額は少ないです。 Q&ANo.59にあるように繰越額は含まないとなっていましたので、どのようにしたらよろしいでしょうか？	・期間延長をした研究費は、継続でカウントして下さい。 ・2023年度の配分額がない場合は、0円としておいてください。
63	62	Q17	研究代表者が分担者に配分した額も含まれますでしょうか。	採択された研究に対する助成金額としてください。そのため、研究代表者が分担をする前の、採択研究の助成額でカウントをお願いします。
64	63	Q17	Q17の注意書きとして、※研究代表者の件数のみご記入ください(分担研究者分は含まない)と記載いただいております。「日本医療研究開発機構(AMED)による研究費」の集計にあたっては、AMEDの事業に企業または他大学が採択され、その企業または他大学から本大学が再委託を受けた場合は、本学は分担研究者に該当すると考えてよろしいでしょうか？(その場合、今回の集計には計上しないと考えております)	ご理解の通りQ17は、「採択をされた研究」の代表者のみ回答としておりますので、委託を受けた場合は、分担研究者となり、計上されません。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

65	64	Q17	7. 教員の研究活動および社会貢献について、Q17. 教員の研究活動 の件です。 科研費の研究代表者の教員が、期の途中で退職したため、補助事業廃止申請をして、残金を日本学術振興会に返金しました。 この場合、件数と金額の取扱いはいどようにすれば、よいでしょうか。 ちなみに、継続課題で、2023年度に配分された金額がありました。	件数としてはQ&AのNo.58にあるように、2023年4月に在籍していた教員について実際に申請と採択がなされたということですので、カウントしてください。 途中まで予算を執行して残額をお返ししているということで、こちらの扱いはJANPUの調査では現在のところ定めたものがありませんが調査の趣旨として、実質的にその年度に研究費として使用できた金額を知りたいので、残額としてお返しになった金額を差し引いて、実際に研究に使用された金額を「研究費合計金額」に計上してください。
66	65	Q17	標題調査内【7.教員の研究活動および社会貢献について】の入力項目のうち、新規交付内定件数については、「2023年度から研究を開始するもの」をカウントするという理解でよろしいでしょうか。	研究費は2023年度に交付されるものの件数(新規には新規件数、継続には継続件数)を記入し、当該研究の申請時期のその研究種目申請数を新規の申請件数のところに記入します。 例えば科研の場合基盤SBCAなどは2022年の10月ごろに申請したものが、2023年4月ごろに交付内定の通知が来ますので、2022年に申請した件数を記入し、2023年4月ごろに交付内定を受けた件数を記入します。 「継続」の場合は2022年の10月ごろには申請という作業はなく、2023年の4月ごろに継続の申請請求を行いますので、申請件数としてはカウントしません。 他の研究費で2023年の例えば4月早々に申請して、10月ごろに交付内定を受けるというものも民間のものではありませんので、その場合は、2023年度の申請数、2023年度の交付内定数となります。交付内定を基準にその交付内定した研究種目の申請数(前年であれば前年)を記入することになります。 この調査は、どれくらいの申請が出されて、そのうちどれくらいの研究が採択されるのかを見るためのものですので、申請年度が異なる場合は年度をまたいで、前の年度の申請数を記入していただくことになります。 「2023年度から開始するもの」というお尋ねですが、交付内定するものとしてください。通常は交付内定した年度に研究を開始しますので、同じ年度になりますが、「交付内定」と「研究開始」の年度が異なる場合がもしあるようでしたら(ないと思いますが)、指示通り「交付内定」の年度でカウントいただきますようお願いいたします。
67	66	Q17	「7.教員の研究活動および社会貢献について」の「Ⅲその他の研究費」に記載されております、「企業等」とは自治体は含みますでしょうか。	自治体は企業とは性質が異なると思われるので、「企業等」とは区別し、一番下の行の「その他」で計上し、黄色の自由記載に自治体名や研究助成事業等の名前があればそれも記載してください。
68	67	Q17	企業がNEDOの競争的資金を獲得し、本学教員と企業は共同研究契約を締結しています。研究代表者は企業の方です。 この場合、本調査項目の一番下の「その他」に計上すべきでしょうか？それとも、本学教員は研究代表者ではないため対象外となりますでしょうか？	ご指摘の通り、研究代表者として取得したものを対象にしておりますので、記入していただく必要はありません。
69	68	Q17	①企業との共同研究として、特定の教員が一昨年度より研究費をいただいております。(今年が最終年度です) この研究費は、申請ベースでの採択ではなく、企業から本学特定の教員に共同研究費として支払われています。 研究テーマは企業との協議により決められ、最終年度には共同研究者として研究成果を報告する必要があります。 受託研究とは違って、企業から本学に研究を委託されているわけではなく、あくまでも企業から指定された教員が共同研究者として活動しています。 このようなケースは「企業等による受託研究費」に記入すべきでしょうか？それとも、本項目には該当しない研究費となりますでしょうか？ ②(上記①に似たケースとなりますが、)企業から本学の特定の教員の研究テーマに対して研究費が支払われています。 この研究費も申請→採択という類のものではなく、企業が特定の教員の研究テーマに対し研究奨励費として支給しています。 また、研究費は企業が指定した教員の研究テーマに対してのみ使用可とされておりますが、特に研究成果の提出は求められていません。 この場合、上記と同様「企業等による受託研究費」に該当するのでしょうか？それとも、本項目には該当しない研究費となりますでしょうか？	①②いずれの場合も、外部資金であり、研究や教育に還元されていることからカウントはしていただきますが、「申請」の作業がないということですので、①はテーマが協議によって決まっているのでⅢの4番目の受託研究(申請件数は書かなくていいようになっていきます)にご記入ください。 ②はテーマについて企業との協議がないようですので最後の行の「その他」で記入してください。その際に申請件数はゼロ件で記入してください。
70		Q17	7.教員の研究活動および社会貢献についての項目に取得件数を記入する欄がございますが、取得件数のうち、継続件数には令和5年度研究費は配分されていないが継続を認められて研究は行う場合(延長)は「継続件数」に含まれるでしょうか。	「継続件数」に含まれます。ただし研究費配分はないため「研究費合計金額」は0円でご計上ください。
71	69	Q18	公開講座実施について、講座企画は学部が行い、講座主催自体は、運営を支援する「地域連携センター」が主催との形をとっております。調査設問は、「学部・学科、大学院が主催」のものとなっておりますが、本学教員が企画立案した講座も含め回答することは可能でしょうか。	看護系教員が企画立案したものであれば是非カウントをお願いします。
72	70	Q18	本学では、一般市民を対象に、夏季大学講座を実施しています(全体では50講座程度開講)。看護学部教員が「健康長寿を目指して、豊かな老いを生きるために」「在宅ケアの現状と課題ー最後まで家で過ごすためにー」「認知症の人の理解と関わり」等々のテーマで、講座を担当しました。1つの講座の講義時間は、180分です。Q18の公開講座については、学部が主催したものが対象のようですが、上記の講座を「一般市民向け公開講座」に含むことはできるでしょうか？	看護系教員が企画運営に携わり、かつテーマが明文化され、そのテーマの大半を看護系教員が行っているものを対象としてご回答ください。ご提示のタイトルを拝見すると、ご提示の講座は該当しているものと思われるので、カウントをお願いいたします。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

※回答内のコメントに記載されている参照No.は、オリジナルのNo.をご確認ください

2024/12/16

73	71	Q18	本学は、●●市から委託を受けて、看護職者に「●●市看護職能力向上・定着確保研修」として17コースを2クール開催しました。公開講座としてカウントしてよろしいのでしょうか。	当該案件は、委託事業であっても公開講座の実施主体であると思われますので、カウントしていただくようお願いいたします。
74	72	Q18	一般市民向け公開講座ですが、本学では、「学都コンソーシアム」という「大学等の高等教育機関と市民・企業・行政が互恵的な関係を結び、ともに高め合い、相互に発展の機会を創造していく」知が連携する学都●●」をめざすこと、および大学等の高等教育機関の知的資源が生かされる都市の個性を内外にアピールし、学都の持続的発展を可能とする更なる集積を呼ぶ「知の創造都市●●」をめざす」ことを目的とした団体に所属しており、その団体の公開講座として、本看護学部教員の企画した公開講座を実施しております。学部主催ではございませんか、こちらの実績は回答に含めることは可能でしょうか。	一部でも看護系教員が関わっているものであればぜひお加えいただければ幸いです。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

8. FD・SDの状況について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
75	73	Q19	FDとSDに同一の研修会1件があるのですが(FD/SD合同研修会)FDの回答欄とSDの回答欄にそれぞれ1件として計上し回答してもよろしいでしょうか。	ダブルカウントになってしまうのを避けるため、FDの方にカウントしてください。
76	74	Q19	内容は看護関連のもののみでしょうか。例えば、事務職員向け研修会に、人事業務別研修会や経理部研修会、新入職員研修会(電話の取り方など基本的なこと)があるのですが、回答として適切でしょうか。	SDについては、事務職員向けのものも入りますので、内容は看護のものに限らないと思います。
77	75	Q19	全学主催とは、全学主催で企画され、看護学科を対象としたものという意味合いでよろしかったでしょうか？	全学主催で企画され、看護学科も参加の対象となっている企画をカウントしてください。
78	76	Q19	「看護系の学部・学科・大学院主催のFD」とありますが、『委員会が主催し、全教員向けに開催、又、委員会以外の者(副学長等)の希望により開催』以上について、カウントしてよろしいでしょうか。	カウントしていただきたいと存じます。

9. 教員および学生の評価について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
79	77	Q20-B	Q20のB.学生の授業評価を実施していますか。という問いに関してですが、これは大学、または大学の設置した委員会での実施は含まず、看護学部独自で行ったかどうかをお答えすればよろしいでしょうか。	看護学部独自ではなくて、大学全体としても含め、看護学部が行っているかどうかでご回答ください。

10. 看護関連の研修事業と附属施設について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
80	78	Q21	看護教員養成課程は、本学では、卒業に必要な単位を習得することで養護教諭二種免許・高等学校教諭一種免許(看護)・養護教諭一種免許の資格取得及び認定が得られますが、これは看護教員養成課程に該当するのでしょうか。	養護教諭は入りません。高等学校教諭一種免許(看護)は入れてくださいますでしょうか。本来の質問の意図は専門学校の看護教員の養成講座を意図しておりますが、高等学校教諭一種免許(看護)も教員養成ですので、入れてご回答ください。
81	79	Q21	看護関連の研修事業についてですが、これには、行政機関からの委託事業なども含まれますか。	委託されている内容にもよるかもしれませんが、基本的に入れてお考えいただければと思います。入れて、ご記入くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
82	80	Q21	設問カテゴリーの「10看護関連の研修事業と附属施設について」につきまして、附属施設以外で実施している取組はこの設問の対象となりますでしょうか。また、対象を広く一般として募集し、実施している事業でない場合でもよろしいのでしょうか。本学では、大学の養成課程として看護学部と、それに付随する看護学研究所があります。「Q21貴大学には、看護関連の研修事業がありますか」に関して、看護学部学生の実習を受け入れていただいている施設の実習指導者をお招きし、本学教員による研修会を実施しております。この内容が「3. 実習指導者講習会」に該当するかご確認ください。	貴学にて実施している実習指導者への研究会と理解しました。附属施設における「研修事業」として計画的に取り組まれている場合は、3. 実習指導者講習会として回答をお願いいたします。そうでない場合は、5. その他にご記入をお願いいたします。
83	81	Q21、22	平成27年10月に厚生労働省が特定行為に係る看護師の研修制度を創設したことに伴い、本学でも指定研修機関の認定を受け、10月から看護師特定行為研修センターを開設して研修をスタートしております。このような研修事業は、Q21の5その他 に該当しますでしょうか。また、Q22の看護関連の附属施設・研究機関に該当しますでしょうか。もし、看護師特定行為研修センターの研修がQ21、Q22に該当するのであれば、その旨、必要事項を回答したいと考えております。	お問い合わせの看護師特定行為研修センターは、Q22の看護関連の附属施設・研究機関にあたります。また、Q21の5その他にチェックを入れていただき、事業名をご記入いただければと存じます。
84	82	Q21、22	認定看護師教育課程が、本学ではなく本学法人のキャリアセンターで研修事業をしている場合は、どのように回答すればよろしいでしょうか。	「Q22. 貴大学における、看護関連の附属施設・研究機関について伺います。」に当てはまる事項だと思います。そちらに入れてご回答くださいますよう、お願いいたします。
85	83	Q21、22	①調査票Q21・22について、本学の看護関連附属施設として、看護師特定行為研修センターを回答しておりますが、こちらの組織人数については、本学の看護学部のみ的人数ではなく、附属病院に勤務している医師や看護師も含めた人数を回答してよろしいでしょうか。②その場合、研修センターの指導者・指導補助者として兼務発令がされている教員(医師含む)・看護師については、Q22-Bの「教員」「研究員」「職員」「その他」のどちらに該当しますでしょうか？	①教員数については、「組織構成について人数をご記入ください」とありますので、貴センターを構成する教員等の人数をご記入下さい。附属病院勤務の医師や看護師については、兼任としてカウントしていただく箇所もありますので、兼任でしたら、それぞれの役職に応じた項目でカウントをお願いいたします。②医師や看護師をどの立場で雇用をされているのかによって異なります。もし、いずれのタイトルも該当しない場合は、「その他」としてください。
86	84	Q22	Q22に「貴大学における、看護関連の附属施設・研究機関の有無」という設問があります。本学は、看護学部・学科を複数有しております。本学で附属施設・研究機関を持っている場合、Q22については、各学部・学科で同じ回答を記載させていただき、提出する形でしょうか。或いは、どこか代表学部・学科が回答すべきでしょうか。	複数の全ての学部、学科におきまして、公的に、附属施設、研究機関となっている場合は、同じ回答でお願いいたします。何れかの学部、学科の附属施設、研究機関となっている場合は、代表学部、学科のみで回答して下さい。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

※回答内のコメントに記載されている参照No.は、オリジナルのNo.をご確認ください

2024/12/16

87	85	Q22-AとB	(ちなみに本学は附属病院について回答するつもりです)この設問で「教員」と「研究員」を挙げて、大雑把に考えれば、残りは全員「職員」と言えるとも思えますが、ここで「その他」という項目があります。この「その他」に挙げる者というのは、この調査上、基本的にどのような者を想定しているのでしょうか？	医学部附属大学病院は「看護関連の附属施設・研究機関」としては、想定しておりません。例えば、看護実践教育センター、看護人材開発センターと言った組織を作り、その中に教授、准教授などを配していることを想定しております。もし、貴学に上記のような看護に関連した組織がありましたら、「1. ある」を選択していただき、正規の事務職員を「職員」に入れていただき、リサーチアシスタントや非正規の事務職員を「その他」に入れていただきたいと考えております。
88	86	Q22-B	Q22-B 附属施設の構成人数に関する設問についてですが、こちらに記載する人数には派遣職員の数を含めますでしょうか。	派遣職員であってもマンパワーとなっていることには変わりありませんのでカウントしていただきますようお願いします。
89		Q22-B	Q22-B組織構成人数について、【②専任】【③兼任】の欄がございますが、この定義をご教示いただけますと幸いです。 本学は大学看護学科に付属施設があり、大学の教員と施設の教職員で構成されております。 この場合の【専任】とは大学の専任教員ということになりますでしょうか。 もしくは附属施設の教員が専任となり、大学の専任教員は【兼任】となりますでしょうか。 主となる組織をご教示いただけますと幸いです。	看護関連の附属施設・研究機関における専任と兼任ですが、どの所属(部門)で採用されているかによって専任と兼任が異なります。 例えば、大学看護学科で採用されている教員が、大学の附属施設等でも構成員(センター員等)となっている場合はその方は兼任となります。 また、大学の附属施設等で採用されている場合の方(教員あるいは研究員等)は、専任となります。
90	87	Q22-C	Q22-Cの財政基盤についてですが、附属施設に所属されている先生が科学研究費補助金をいただきながら附属施設で研究をされている場合は、「回答項目 2.国・自治体の助成」にチェックする必要がありますでしょうか？	科学研究費補助金の間接経費についてのご質問と理解しました。 間接経費は、大学によって使用方法が様々ですので、本回答におきましては、財政基盤を回答する「回答項目 2.国・自治体の助成」へのチェックは不要です。
91		Q22-D	Q22-D 附属施設の「活動内容について」の回答の考え方です。 本学の附属施設である実践教育センターでは保健医療福祉関係の専門職(介護・福祉・栄養・保育等)向けの研修なども実施しておりますがそうした事業についても「その他」の欄に記載すべきでしょうか。 もし、看護に係る部分のみの調査ということでしたら記載はいたしません。	看護系教員が他の専門職向けの研修を企画・実施している場合は、その他の欄にご記入ください。 看護系教員ではない方が企画・実施している研修は含みません。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

11. 国際交流の状況について

新	No. オリジナル	設問No.	質問内容	回答
92	88	カテゴリー11	協定大学等については看護学科独自のものでなく、全学協定も含むでしょうか	全学協定であっても看護学部が含まれているならばカウントしてください。 学部が複数ある時は、特定の学部いくつかで協定をするときもありますし、全学一括してすべての学部を対象とした協定である場合もありますが、全学一括の協定と思われますので、カウントしていただければと思います。
93	89	Q23	本学は、開設2年目で海外との交流までに至っておりません。派遣、受け入れとも実績がありません。「国名」欄に「該当なし」、「人数」欄に「0」の記載でよろしいでしょうか。	「該当なし」でご回答ください。
94	90	Q23	「教員の海外派遣」についてですが、海外派遣とはどのような場合をいうのでしょうか？学会等での海外出張は該当しないのでしょうか？	学会参加は含めません。あくまで海外で実施される研修事業や、研究の遂行を目的とした教員のキャリアアップに関わる事項に限らせていただいています。
95	91	Q23	この国際交流は、看護学部との提携を言っているのでしょうか？ 大学・学園での国際交流を言っているのでしょうか？	国際交流の提携校は看護系の学部・学科、大学院を対象に含むものについて記載していただければと存じます。回答欄に収まらないようであれば、記入できなかった地域・大学総数をQ36の自由記述欄へのご記入をお願いいたします。
96	92	Q23	看護系学部に限定した協定が無く、大学全体の協定のみがある場合（看護系学部も対象に含む）、回答は「ある」、「ない」のいずれになりますでしょうか。	「ある」にご回答ください。
97	93	Q23	「公費補助」の「公費」とは、「自機関の運営資金」という意味でしょうか。それとも、科研費など「外部資金」のことを指していますでしょうか。	「公費」は学術振興会などの公的機関からの資金とお考えください。 「自機関の運営資金」は公費以外とし、Q23-Hにある「大学独自の経済的支援」に入れて、計上していただけますでしょうか。
98	94	Q23	「公費補助」とは自費以外で渡航を行ったことを指していると考えて良いでしょうか？	外部からの資金により研究教育目的で渡航した場合、そのように解釈してください。
99	95	Q23	国際交流の状況についてになりますが、「海外大学への学生派遣・受入については、オンラインでの受入も対象になるでしょうか？」という点ですがよろしいでしょうか。 続けて教員の調査もごさいますが、こちらも同様の考えでよろしいでしょうか。	国際交流として、貴学において「派遣」および「受入」扱いとしている場合は、対象としてください。実際に、留学生についても、在籍はしながら、他国からオンラインで授業等を進めている状況もあったかと思います。
100	96	Q23-A、B	看護系の学部・学科、大学院の国際交流協定校・施設に関し、Q&A集に記載のある【看護系の大学・学部・学科、大学院等を対象に含むもの】というのは、提携先に看護系の学部があるのかどうか、という認識でよろしかったでしょうか。	総合大学の場合、数多くの提携校を持っており、工学部、文学部等が中心となっている提携大学もあると思います。この質問では、提携先大学に看護系や保健系などの学部があるものをカウントしていただければと思います。
101	97	Q23-C	本学には授業科目の中に海外研修（2週間程度）を含むものがございます。「研修の事前準備」、「現地研修」、「研修報告」が科目内容となり単位取得ができるものとなります。このような海外での短期研修は該当するのでしょうか。	2024年度回答内容修正 留学生のみを対象としてください。 留学生とは、「国籍と異なる国において学ぶ目的をもって入国した者」であり、「期間は問わず、留学先の教育機関が出す修了証もしくは単位を取得した者」です。したがって、留学先から修了証もしくは単位を取得した者以外の方は留学生とはなりません。
102	98	Q23-C	看護学の専門科目ではなく、教養科目の一環として、協定校に派遣され、単位を取得した場合、この場合の留学に含まれるか、ご教示をお願いいたします。	留学に含めてください。
103	99	Q23-C	Q&AのNo.97、「授業科目の中に海外研修（2週間程度）を含むものがあるが該当するか？」という問いに対して、「留学生のみを対象としてください。」との回答がございました。 今回照会させていただいたのがこのQ&Aにございます、本学から派遣する「留学生」の定義でございます。 本学でも短期の海外プログラムを実施しておりますので、該当有無の確認のため、ご回答いただけますと幸いです。	2022年度対象の調査から、留学生の定義を「国籍と異なる国において学ぶ目的をもって入国した者」であり、「期間は問わず、留学先の教育機関が出す修了証もしくは単位を取得した者」としております。
104	100	Q23-C	本学では2023年度に英語でのコミュニケーションスキルを磨く短期オンラインプログラムとして、ある大学へオンラインにて2週間程度の語学研修を行っており、オンラインプログラムにて行う試験に合格したうえで、参加した学生より振替希望があれば、本学にて実施している講義科目の単位振替が可能です。 設問に記載された「留学」との文言及び注意事項として記載されている事項を考慮し、適切な回答が分からず伺いました。 上記の場合、Q23“C”に該当するものでしょうか。	2022年度対象の調査から、留学生の定義を「国籍と異なる国において学ぶ目的をもって入国した者」であり、「期間は問わず、留学先の教育機関が出す修了証もしくは単位を取得した者」としております。「国籍の異なる国に入国して、何らかの学びをする者」となりますので、日本国からの出国、相手国への入国の記録のないものは、現時点では留学としてカウントしないこととします。今後リモートでの教育がさらに進展した場合定義が変わることがあるかもしれませんが、現時点ではこのようにさせていただきます。
105	101	Q23-C	本学では学生を海外の大学へ派遣する「短期語学研修」のプログラムがございます。 こちらは修了すると海外の大学の修了証が発行され、さらに本学の単位としても認定されます。 この場合、「Q23-C」の回答に含めることはできませんでしょうか。	「期間は問わず、留学先の教育機関が出す修了証もしくは単位を取得した者」かつ「国籍と異なる国において学ぶ目的をもって入国した者」ということで、たとえ学内単位に読み替えていても、一旦海外の教育機関から単位ないしは修了証を得ているのであれば「留学」となります。リモートで日本国内で受講して取得した単位や修了証は該当しません。
106	102	Q23-D	「D」の留学生の受け入れですが、これは「C」と同様に単位が取得できるものと考えて短期の学生のみでカウントしてよろしいのでしょうか？入学試験をして入学した学生は学位取得となるため、この数はカウントしていないのですが、外国籍の学生はすべて留学生とするのでしょうか？	一般入試を受験して入学した外国人学生は、留学生には含めないでください。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

107	103	Q23-D	看護学部・学科、大学院の留学生の受け入れ人数とのことですが、「留学」について、期間等の指定はございますでしょうか。本学では昨年度、協定校の学生を2週間看護学部で受け入れております。期間は2週間と短いものとなっておりますが、以上について実績として記入する必要はございますでしょうか。	期間は問いません。この件に関しても期間の長短にかかわらずご回答をお願いします。留学生のみを対象とさせていただきます。
108	104	Q23-D、G	国籍と所属大学(企業)の国が異なる方がおられます。どちらの国名で回答すれば良いでしょうか。	所属大学と協定などを結んで受け入れているかと思います。大学が所属する国名について、ご回答をよろしくお願いいたします。
109	105	Q23-E	Eの「教員の短期海外派遣」の人数について、「国際学会への参加は除く」と記載がありましたが、下記の内容についてはカウントするのかわかるかご教示いただけますでしょうか。①研究調査②海外研修(単位取得なし)への引率や下見。	教員の海外派遣ですので、相手先(受け入れ先)が明確で、個人の都合ではなく、公的に教員の研修等で派遣されたものが対象です。研究の調査、海外研修の引率などは含まれないものとご判断ください。長期派遣も同じです。
110	106	Q23-E	研究目的の出張回数(国際学会参加を除く)を報告するという解釈でよろしいでしょうか。	学会参加は除き、研究目的で「短期海外派遣」をされた先生の「人数」をご記入ください。
111	107	Q23-E	EAFONSは海外派遣(短期)に含めてよい可否か？	派遣ではなくて、学術集会参加なので、含めないでください。
112	108	Q23-E	「教員の短期海外派遣」の人数につきまして、Q&Aで「相手先が明確で、個人の都合ではなくて、公的に教員の研修等で派遣されたものが対象」との内容を確認いたしました。海外大学等の提携可能性を模索するため、海外大学に視察に行ったケースは、「研修等」に該当すると考えてよろしいでしょうか？(相手先は明確で、個人の都合ではなく、公的に派遣しております)	あくまでも、教員が海外で研修を受けるために公的に派遣されたもののものとご理解ください。視察は範疇外としてご回答いただこう、よろしくお願いいたします。
113	109	Q23-E	以下項目はカウントされますでしょうか。 招聘講演(学会、費用は先方負担)の場合。学会での口頭及びポスター発表(科研費にて)。	学会参加は含めません。あくまで海外で実施される研修事業や、研究の遂行を目的とした教員のキャリアアップに関わる事項に限らせていただいています。
114	110	Q23-E	以下については除外しておりますが、よろしいでしょうか。 ・教員個人の研究に於ける「調査」目的の出張(教員個人研究費) ・地域包括ケアシステム視察研修(自費)	両方とも除外してください。
115	111	Q23-E	米国の研究奨学金を獲得し、当該費用にて個人研究に関する資料閲覧のため同国に出張した場合。(14日間) 以上は「教員の短期海外派遣」の対象でしょうか。	自己資金ではなく「獲得した研究費による海外での研究活動」ですので、「派遣」として解釈し、カウントしてください。参考までに、個人研究費での調査は、自己資金による調査であり、「派遣」とは解釈できないので、除外しています。
116		Q23-E	「看護系の学部・学科、大学院に所属する教員の短期派遣の人数」の設問で、科研費にて、学会参加のみならず「発表」している場合もカウントしておりますが、よろしかったでしょうか。	ご認識の通りです。海外での研究発表は、教員の短期海外派遣には含まれません。
117	112	Q23-EとF	「短期」、「長期」の定義について	短期は6か月未満、それ以上を長期としています。
118	113	Q23-G	海外の大学等からの要望で教員向けに1週間程度の研修(医療施設の見学等)を受け入れることがありますが、本件該当するのでしょうか。	該当するとして扱ってください。
119	114	Q23-G	本学では、昨年度、JICA(独立行政法人国際協力機構)の依頼を受けモンゴルの方(看護師、医師)を対象とした母子保健実施管理についての青年研修を受け入れました。本学を主軸に、学部教員による講義や宮城県内病院の視察や被災地見学などを行ったものです。特に本学部学生に向けての教育などは内容に盛り込まれていませんが、こちらの受け入れ実績は、Gの回答に記載する必要があるでしょうか。(モンゴルの方のカントリーレポート発表や、研修後の発表については、学生へも一般開放し見学可とはしていました。)	公的機関からの海外研修生の受け入れは、看護系教員が指導したことも考えると、実績としてご記入頂きたいと思います。
120	115	Q23-G	本学では2023年度に中国籍の教員を専任教員として採用したのですが、この場合、海外からの受入人数として含めるのでしょうか。尚、その教員の前任校は国内にあります。	海外の大学との契約等があつて、その上での雇用であれば海外からの受け入れとなりますが、外国人であっても、個人として教員に応募して採用された方は「海外からの受け入れ」とはなりませんので、カウントしないでください。
121		Q23-G	「海外からの学生以外の受け入れの人数を国別にお教えください。」について本学ではアメリカの大学の研修生を2023年の6月に受け入れており、その際に引率教員3名も受け入れました。この引率教員はGの回答に含まれますでしょうか。	学生の引率教員は含まれません。教員や研究者等のための研修により派遣されてきた方を対象にしております。
122	116	Q23-G、H	①Zoomなど遠隔により実施したものはカウントされるのでしょうか。 ②本学教員が専門家コーディネーターとして、オンラインでJICA青年研修を実施した場合、カウント対象としてよろしいでしょうか。	①学生以外の教員等の受け入れの質問項目となりますので、「受け入れ」ており、遠隔で実施となった場合はカウントして下さい。 ②JICA研修は、学生以外の者の「受け入れ」ではないため、カウント対象とはなりません。コロナ禍でなければ教員が「派遣」されて国外で研修をされる予定であった場合は、カウントして下さい。
123	117	Q23-H	本学では、夏休み期間にMOU提携校へ希望学生を派遣(3泊4日程度)し、前後のオリエンテーション及び報告発表にて単位認定しております。これは「海外への学生派遣」に該当しますでしょうか。 また、本学はその研修費用の一部を大学が一律に補助しておりますが、その派遣における大学独自の経済的支援となりますでしょうか。 学生と同様に、MOU提携校へ本学教員を派遣し、3泊4日で研修会を実施いたしました。このような場合も「海外への教員派遣」に該当しますでしょうか。 また、この研修会費用も大学が負担しておりますので、大学独自の経済的支援となりますでしょうか。	「派遣あり」「大学独自の経済的支援あり」でご回答ください。なお、具体的な内容に、上記のMOU提携校への派遣であることや補助金額(一人当たり金額と総金額)をご記入ください。教員も同様に記載をお願いいたします。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

12. ハラスメント、コンプライアンスに関する取り組みについて

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
124	118	Q24	A、Dの設問について、これらの委員会は、ハラスメント事案、コンプライアンス事案のみを取り扱う、それぞれ独立した委員会を指すでしょうか。たとえば、常設ではない「A」という委員会が規定されており、上述の問題が発生した場合のみ、その都度立ち上がって、その事案を扱う場合でも「なし」の回答になるでしょうか。	ご質問はハラスメント委員会について事案が起きたときに「ハラスメント調査委員会」のようにその事案だけに関する委員会は、ハラスメント予防などの日常的な活動を計画・運営するのは厳しいと思います。そのため、事案が生じたときに設置される委員会だけでは回答は「なし」という扱いにしていきたいと思います。
125	119	Q24-B	Q24-Bの「ハラスメント事例」とはどの程度のもを差しておりますでしょうか。 (例えば、窓口に相談があった案件や、最終的にハラスメント認定された案件等)	「ハラスメント事例」のカウントは、貴大学のハラスメント規程等に即して「ハラスメント」と判断された事案についてカウントしていただけますでしょうか。規程や委員会などがなく「大学がハラスメントとして認定」することがない場合は、Q24-Bは3の回答できないを選んでください。
126	120	Q24-D	Q24-Dコンプライアンスに関する事項を専門に扱う委員会等について、本学には、研究倫理審査を実施する委員会として「人対象研究倫理委員会」が設置されており、本委員会の審議事項に「本学研究者に対する研究倫理教育の実施、促進」を含んでおります。 また、公的研究費を適正に運営・管理する組織として「不正防止委員会」が本学に設置されております。 これらの委員会をもって、「ある」と回答して差し支えないでしょうか。	貴学が設置しておられる「人対象研究倫理委員会」、「不正防止委員会」はQ24-Dで問うている委員会に該当しますので、「ある」とご回答ください。
127	121	Q24-E	Eについて、大学全体としてのポリシー等が定められており、部局単位での定めがない場合も回答は「なし」となるでしょうか。	利益相反ポリシーなどは、大学全体で定めていることが多いと思います。そこで、大学全体で定めているのであれば、「あり」と回答していただきたいと思います。
128	122	Q24-G	利益相反に関する件で、選択肢がない場合はどうしたらよろしいでしょうか？ (前設問24-Fで「ある」と答えると、24-Gに進むようになっております)	「3. 特に決まっていない」を選んでいただき、■最後の設問であるQ36(ご意見、ご要望)にその内容をご記入ください。
129		Q24-G	質問事項(24-G)について、本学では教員が産官学連携活動に伴う研究に携わる場合、利益相反の有無に関わらず、自己申告書の提出を義務付けております。 その場合に回答が1もしくは2となるのか、ご教示いただけますでしょうか。 (回答文の「該当事項」が具体的に何を指すのか、判断に迷っております)	当該事項は利益相反のことを意味しております。 貴大学の場合は、利益相反の有無にかかわらず自己申告をしておりますので、1に該当します。

13. 学修支援などについて

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
129	123	Q25-A	本学には、専門に扱う相談窓口や委員会はないのですが、学生支援課という部署が、2023年度より相談窓口の役割も担うようになりました。この場合、「相談窓口のみある」という回答でよろしいでしょうか。	はい。窓口が明確にされているということで、「相談窓口のみある」とご回答ください。
130		Q25-A	①本キャンパスでは専門の委員会はなく、学生生活全般に係る内容を審議する「学生委員会」にて障がいのある学生からの相談についても審議しております。 この場合、この「学生委員会」は専門の委員会として認識してよいのでしょうか。 なお、Q&AのNO123に相談窓口の件が掲載されておりましたが、委員会のみに限って内容でしたので、改めてご質問させていただきました。 ②設問では「障がいのある学生の就業支援や～」と記載されておりますが、これは就職支援という認識で良いのでしょうか。	①障がいのある学生に関する規程を備えていたり、その学生への相談や学修の支援計画を立案するなどが専門委員会として認識されます。 もし、学生委員会に、障がいのある学生に関する規程などを備えて、学修の支援企画などを立案し、しかるべきところで審議するというような段取りをとっていれば、専門委員会としていただいたらよろしいかと思います。学生委員会で障害のある学生からの相談のみを行っている場合は、専門委員会ではなく「相談窓口のみある」でご回答ください。 また、大学全体で障がいのある学生に関する専門委員会がある場合は、「相談窓口・委員会ともにある」としてください。 ②毎年実施されている調査であり、質問項目の見直しをしておりますが、これは誤植です。このたびはご指摘いただきありがとうございます。 「障害のある学生の学修支援や相談について、専門に扱う相談窓口や委員会はありますか」としてご回答ください。
131	124	Q25-B～F	本学では、一部の入試種別の合格者のみを対象に入学前教育を実施しました。ただし、該当の入試種別は、看護学科を対象とした入試ではありませんでした。 この場合でも、実施体制や費用負担等を含めた設問に対する回答が必要でしょうか。	今回の調査にはご記入は不要です。 実施していない、とご回答ください。
132	125	Q25-D	本学では、入学予定者に入学前教育として、課題を出しております。 学習形態は、「3課題・レポート提出」のほか、入学後に大学にて、「課題の回答解説」や「理解度テスト実施およびテストの解説」等を行っております。 この場合、「2集合教育(集中講座・セミナー等)」に該当しますでしょうか。	貴校が実施しておられる内容ですと、Q25-Dの2の「集合教育(集中講座・セミナー等)」と3の「課題・レポート提出」の両方が該当しますので、2つともに○をつけていただくのよろしいかと思います。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

14. 大学と実習施設等の教育連携について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
133	126	Q26	A大学の回答に、A大学附属病院を含んでもよろしいでしょうか。	A大学附属病院で実習を行っている場合は、同じ組織とは思いますが、実習施設として当該病院を含んでも良いです。
134	127	Q26-C	実習施設等と大学間において、人事交流(ユニフィケーション)の制度や取り組みについて、質問です。ここでの人事交流とは具体的にはどのような内容を想定されているのでしょうか？ 本学では「実習協議会」と称して、年に一度、実習先の実習担当者に本学にお集まりいただき、本学の実習方針等々をご説明し、その後、本学教員と実習先担当者との懇談会、教育講演会を行っています。このような取り組みは人事交流に含まれるのでしょうか？	対象外であると考えます。ユニフィケーションでは、授業交流、人事交流などもう少し入り込んだケースを考えております。
135	128	Q26-C	本学では年に一度、実習施設との「実習連絡調整協議会」なる交流会が開かれるのですが、内容としては本学の(実習・演習・講義問わず)様々な取り組みや、実習に関する双方の課題を共有する場となっております、全体の報告会の後に分科会の様な形で執り行われております。実習施設からは指導者の方や師長、看護部長、施設長など実習に関わる様々な役職の方がお見えになり、本学からは各領域の実習担当教員が参加していることから、人事交流と捉えられなくもないと考えているため、昨年は「取り組みはあり」として回答いたしました。今年度から調査回答の担当者が変わったこともあり、学内にて指摘がありましたため、確認のご連絡しております。上記に示した「実習連絡調整協議会」は「Q26-C」に該当いたしますでしょうか？	実習施設との「実習連絡調整協議会」という交流会は、「人事交流の取り組みの制度」とは解釈できませんが、実習の課題について検討するといった内容が含まれているようですので、Q26-Eで聞いている「勉強会」として看護教育について学ぶ取り組みをされていると解釈できます。貴大学の実習施設との「実習連絡調整協議会」という交流会については、Q26-Eで「ある」としてその内容をお書きください。
136	129	Q26-E	本学附属病院の看護部と集まり看護教育について学ぶことは、取り組みとして含んでもよろしいでしょうか。	貴大学附属病院の看護部と集まり、看護教育について学ぶことを取り組みに含んでも良いです。
137	130	Q26-I	①～⑦までに該当する領域がない場合は、⑧を選択し、下記に領域を記載していますが、その他が多い場合は、設問にどのように解答すればよいですか？ ちなみに本学では、慢性期、急性期、助産、地域がその他に該当するのですが… (慢性期は成人に記入するとしても、3領域がその他になります)	慢性期・急性期は成人看護でご回答をお願いいたします。 地域および助産は「その他」に入れて回答してください。
138	131	Q26-I	「看護系課程に関わる臨地実習についての課題や問題はありますか」の回答につきまして、例年学部生の実習について回答しておりますが、大学院生の実習についても回答の必要があるでしょうか。	本項目は、主に学部生の臨地実習について伺っておりますので、大学院の実習については記載は不要です。きわめて重要な課題がある場合は、「その他」にご記入下さい。
139	132	Q26-I	看護学実習につきまして、公衆衛生看護学実習を除き、学内演習への代替となりました。Q26の「I.看護系課程に関わる臨地実習について課題や問題はありますか。(各いくつでも○)」について、実習施設において、臨地実習が実施することができた領域(本学でしたら、公衆衛生看護学実習)のみ回答することよろしいでしょうか？	実習準備のために、実習施設と交渉をして、課題と思われる項目がありましたらご記入下さい。実習前の準備状況に関する内容も含まれております。 学外での実習の準備をされていないようでしたら、記載をいただくなくてもかまいません。

15. 保健師、助産師および養護教諭の教育課程について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
140	133	Q27	15.保健師、助産師および…の回答について昨年度はまだカリキュラムが走っておりませんが、「なし」の回答でよろしいでしょうか？	昨年度は無しという回答をお願いいたします
141	134	Q27	本学は2023年度開設大学で、保健師課程は2年次に選抜され、3年次より受講します。2023年度(さらには2024年度も)A.保健師教育課程がありますか。の回答は【2.ない】で間違いないでしょうか。	【あり】でご回答ください。最後のQ.36ご意見ご要望の自由記載欄に、【2024年度開講】とご記載ください。
142	135	Q27	Q27の保健師の教育課程に関する設問について、本学は看護師・保健師の統合カリキュラムで全学生が看護師と保健師の国家試験の受験資格を取得いたします。単独の保健師教育課程というのはございませんが、この場合でも、保健師の教育課程ありとして設問に回答が必要という理解でよろしかったでしょうか？	全学生が保健師国家資格を取るための単位を取得する場合、「保健師教育課程」は「ある」とご回答ください。
143	136	Q27-AとB	本学は保健師教育課程コースを設けておらず、選択制となっております。その場合も、Q27-Bに人数を回答しても問題はないでしょうか？	ご指摘のとおり、選択・選抜制においても、設けている場合にはご回答ください。
144	137	Q27-B	本学は2023年度から保健師を選択制にしました。2023年度の入学生からは保健師課程の定員は15名ですが、2023年度の2学年以上は全員が保健師課程が必修です。この設問の人数は、2023年度入学生の数または卒業年度の4学年の数のどちらを入力したらよいでしょうか。	2023年度入学生の状況でご記入ください。 したがって、①学部15名という記載になるかと思います。
145	138	Q27-C、I	保健師課程も養護教諭一種課程も、2023年度には臨地実習のカリキュラムが配当されていません(2024年度の実習に向けた協議を一部開始している場合もあります)。こちらについても回答は必要でしょうか。	臨時実習のカリキュラムが配当されていない場合には、記載をいただくなくてもかまいません。
146	139	Q27-E	助産師教育課程は2年間の教育課程となっております。入学定員は15名、収容定員は30名となるのですが、どちらを記入すべきでしょうか？	入学定員をご記入ください。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

※回答内のコメントに記載されている参照No.は、オリジナルのNo.をご確認ください

2024/12/16

147	140	Q27-H	養護教諭一種の定員数が特に定められていない場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。	2023年度に新たに履修した学生数をご記入いただき、Q36の自由記載欄に、「養護教諭一種課程の定員は定めていないため、〇年生の履修者数を記載した」と追記してくださいませうでしょうか。 「新たに履修」: 大学によって、履修の方法が異なりますが、1～4年生の履修者を合計してしましますと、「定員」の数と大きく異なってしまいます。貴大学が1年生で養護教諭一種の履修を登録するようでしたら、2023年に新たに養護教諭一種の履修した人数など、1学年の履修者数を書いていただきたいと思います。
-----	-----	-------	--	---

16. 大学、大学院の教育運営経費等について

No. 新	オリジナル	設問No.	質問内容	回答
148	141	Q28	学生諸経費として入学時に徴収している保険料、抗体検査費等について、「その他」に算入すべきか。または、学納金として大学の収入になるものではないため、記載は不要か。	「学生諸経費として入学時に徴収している保険料、抗体検査費等」について、本来は学納金ではありませんが、入学時に支払う経費、という意味で「その他」へ加算してください。
149		Q28	金額は「学納金」についての問い合わせになりますので「その他」の欄には「預り金・諸費用は含まない」という考え方でよろしいでしょうか。	預り金・諸費用というのはどのような費用のことでしょうか。 質疑応答集の12ページのNo.141にある、例えば保険料や抗体検査費など同じ類のものであれば、「その他」にご入力ください。 もし上記のように該当しない場合は具体的な費目を教えていただけますと幸いです。
150	142	Q28-A	A. 大学の初年度学納金の金額ですが、本学の入学料(入学金)は県内在住者と県外在住者とは納付額が違います。ここはどのように入力したらよろしいでしょうか。	入学金などは県外の学生の金額の記載をお願いいたします。なお、県内の学生の金額につきましてはQ36の意見などのところに追加情報として記載していただければ助かります。
151	143	Q28-A	Aの学納金について、父母会の委託徴収金は入力の必要ありますでしょうか？	父母会の委託徴収金は、「その他」に算入して回答をお願いいたします。
152	144	Q28-B	本学では大学院・別科に進学する学内出身者に対して、入学金の免除をおこなっております。学内出身者と学外出身で納付金に差異がある場合、どのように記載すべきでしょうか。	学外出身をご回答ください。Q.36ご意見、ご要望の欄に貴学の状況を記載ください。
153	145	Q28-B	本学は、大学院に看護学研究科看護学専攻(修士課程)を設置していますが、研究コースや専門看護師課程などを設けていません。 この場合は、(注)にあるように該当項目が無いということで、記入しなくてもよいのでしょうか？それとも、どこかの項目に記入するのでしょうか？	研究コースにご記入ください。
154	146	Q29	2023年度の看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金について →※「年間総額」は、「1人分」の記載でよろしいでしょうか？	いいえ、1人分ではなく、看護学生に支払われている総額をご記入ください。
155	147	Q29	これは1人あたりの貸与総額でしょうか。それとも貸与の総額(2023年度の全学生貸与分)でしょうか。	1人あたりではなく、貸与の総額(2023年度の全学生貸与分)です。
156	148	Q29	学部独自の「給付型奨学金」なのですが、本学の場合、看護学部奨学金A・Bというもの2種類あります。Aは1年生の入学時試験の成績優秀者、Bは2～4年生の前年度成績優秀者に給付しています。Aは年間60万円、Bは年間36万円なのですが、性質や金額が異なる奨学金のため、この調査にはどのように記載すればよろしいでしょうか。 大学(法人)の給付型の枠は1つしかなかったため、お聞きした次第でございます。	この質問では大学がどれくらい奨学金などの支援をしているかということを把握しようとする質問です。そのため、A+Bの2023年度の総額を記載していただきたいと思います。
157	149	Q29	看護系の学部・学科、大学院に対象が限定された奨学金制度のみを回答するものでしょうか。それとも大学独自で行っている奨学金(看護系学部以外の学生も対象に含む)のうち、看護学生に支払われている総額を回答するものでしょうか。	大学独自で行っている奨学金(看護系学部以外の学生も対象に含む)のうち、看護学生に支払われている総額のご回答をお願いいたします。
158	150	Q29	附属病院奨学金は本学看護学部生と外部看護学部生に貸与しているのですが、記載するのは本学看護学部生への貸与総額でよろしいでしょうか。	貴学の学部生のみ計算していただいて、ご記入いただきたいと思います。
159	151	Q29	本学は入学試験の成績優秀者等に授業料免除の制度がございます。この場合、給付や貸与とは異なりますが、免除額を記載するのでしょうか。	今回の調査では、授業料免除を想定しておりませんでした。「授業料免除は含めない」で、ご回答ください。
160	152	Q29	給付型・貸与型の2区分で記入いたしますが、本学では給付の中に「減免」と「給付」の2種類がございます。Q&A集を拝見し、質問151で「授業料免除は対象外」とありますが、今回も「減免は含めない、返さなくてよい奨学金」と理解して回答してもよろしいでしょうか。	ご質問につきまして、「授業料減免」は給付と貸与のいずれにも該当を致しませんので、ご理解の通りでご回答をよろしくお願い申し上げます。
161	153	Q29	「2023年度の看護系の学部・学科、大学院の独自の奨学金について」とありますが、「附属病院等」で学部・学科、大学院独自というと、どういうものを想定されているのでしょうか。 (どこが主体で、原資はどこが持つのでしょうか？)	附属病院等の場合は、当該附属病院から奨学金を受け、卒業後、決められた期間、附属病院で働くという、就職と関連した奨学金などがあります。 主体は、表になっている左側となります。そのため附属病院等の場合は、主体も原資も附属病院となります。
162	154	Q29	本学の場合、附属の医療機関等はないのですが、その場合Q29「附属病院等」の欄は対象外ということでしょうか。	附属病院をお持ちでない場合は、対象外とお考え下さい。
163	155	Q29	成績優秀者の特待生制度による学費減免は、この設問に該当するかご教授いただけますようお願いいたします。	これまでの調査では「学費免除」は含めずにご回答いただいています。学費免除は含めずにご回答ください。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

※回答内のコメントに記載されている参照No.は、オリジナルのNo.をご確認ください

2024/12/16

164	156	Q30	当学では研究費が 1、一定金額が付与される研究費 2、大学内全体(他学科も含む)の教員間(職位不問)による競争的研究費 3、学長の裁量により配される研究費 という大きく3種類に分かれています。上記のような場合、どの範囲まで本件研究費として計上すればよいか、ご教授ください。	1. の一定金額が付与される研究費 をご記載ください。
165	157	Q30	学内研究費とは、個人研究費のみを記載させていただいたらよろしいでしょうか。 それとも、個人研究費+出版補助など補助金も含めた金額でしょうか。	学内競争資金などではなく、教員(職位に応じて、あるいは一律)に一定金額が付与される研究費と考えください。 貴学の場合、補助金なども教員に配分されるようでしたら、それを含めていただいて大丈夫です。基本、競争的資金である科研費や委任経理金(寄付金)等は除外してください。
166	158	Q30	本学では、大学全体で決められた研究費では、助手は配賦対象となっておらず、看護学部独自で助手に対して研修費を配賦しております。この場合、記入対象になりますでしょうか。	「教育に一定金額が付与されている研究費」としておりますので、貴学の助手の研修費は記入対象にはならない、とご理解ください。
167	159	Q30	「学内研究費」とは2023年度に個々人に配分された金額を記入すればよろしいでしょうか。その中に旅費なども含まれますか。それとも2023年度の支出金額を入力すればよいのでしょうか。該当範囲をお教え頂きたく存じます。	ここでの「学内研究費」とは、2023年度に教員個々人に対して一定金額が付与される研究費となりますので、記載頂きました通り、個々人に配分された金額を記載ください。この金額には、旅費も含めてください。
168	160	Q30	こちらの入力方法ですが以下の認識で合っておりますでしょうか。 例えば、教授10人の年間配分総額が500万あった場合、500万/10人=50万と教授の欄に入力する。	ご提示のとおりのお考え方で大丈夫です。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

17. 看護師養成のための実習経費等について

18. 保健師養成のための実習経費等について

19. 助産師養成のための実習経費等について

20. 養護教諭一種養成のための実習経費等について

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
169	161	カテゴリー17	17. 看護師養成のための実習経費等についての項目ですが、コロナの関係ですべて学内実習でした。その場合の記入は該当なしでよろしいでしょうか？	実習経費を使用していない場合は、注にあります通り、(注)の当該項目の内容がない場合に相当致します。ご提示の通りで回答をお願いいたします。
170	162	カテゴリー17	昨年度はコロナ禍により看護の臨地実習に行けていないため、実習費用がかかっているのですが、その際は実績通り、0として回答させて頂ければよろしいでしょうか。	「0」の回答でよろしく願いいたします。
171	163	カテゴリー17	看護学実習につきまして、公衆衛生看護学実習を除き、学内演習への代替となりました。「17.看護師養成のための実習経費等について」の設問は、実習予定でありました実習施設について、記入することによろしいでしょうか？	実際に要した経費等を記載下さい。 例えば、実習施設として10施設予定していたが、2施設でしか実習ができなかった場合、2施設として下さい。そして、この2施設に対して要した経費をご記入下さい。
172	164	カテゴリー17	当該項目の実習担当者について、本学では、実習指導の一部を実習先病院の職員の方をお願いしております。その際、雇用契約は結ばず、業務支援という形で実習指導を行っており、実習指導に従事した時間分の人件費を実習先病院へとお支払いしているという形態をとっておりますが、このような場合、費用や人数などは、どのように計上すればよろしいでしょうか。 業務支援をしていただいた職員の人件費の立替払い分とは別に、実習病院に対して実習の受け入れ費用をお支払いしております。	委託料(受け入れ費用)は別途支払っておられるとのことですので、病院側の指導看護師の人件費は、純粋に人件費と解釈できます。雇用関係がなくても実質的には人件費として解釈したほうが実態を把握できることから、実習補助教員等の人件費として解釈し、「実習補助教員」として計上(この場合はQ31のAに実習補助員の人数に換算して記入)していただければと思います。
173	165	Q31	看護師養成のための実習経費等のところですが、あくまで“看護師”の養成のための実習で、大学院で行っている専門看護師課程の実習は含まないという解釈でよろしいでしょうか。	今回は専門看護師課程の実習費については質問項目に加えませんでした。 今後、アンケートに加えるかどうか等を検討していきたいと思っております。 今回は専門看護師課程の実習費はご回答いただかなくて結構です。
174	166	Q31	「実習担当者(非常勤教員、実習補助員、その他)」には、TAは含まずに回答をさせていただいてよろしいでしょうか。	TAについては、Q35にて回答をお願いいたします。
175	167	Q31	①実習担当者実数 → 4名です。(うち1名は8月からとなります) ②勤務総日数 → 3名は年間分で、1名は8月からとし、4名の総日数(それぞれの合計)でよろしいでしょうか？	実習担当者実数と勤務総日数について、ご提案いただいた通りで間違いありません。そうにご入力いただければと思います。
176		Q31-A	①Q31.Aの実習担当者実数についてですが、その他にカウントされるのはどのような場合が想定されますでしょうか。 ②また本質問事項は、実習先の担当者ではなく、当学が雇用した人数を記載することを想定されていますでしょうか？	①非常勤教員あるいは実習補助員以外の方になり、TAは別でカウントしますので、その大学独自で上記名称以外で非正規雇用している方になるかと思います。 ②そのとおりです。貴学が雇用した非常勤教員あるいは実習補助員などになります。
177		Q31-A	①実習担当者実数ですが、本学では令和5年度は専任以外で5名の先生に実習補助員の他、演習その他学科業務補助を担っていただいております。 うち1名は年度途中の退職ですが、5名で非常勤教員での回答でよろしいでしょうか？ ②勤務総日数ですが、5名(うち1名は勤務日まで)の総合計日数での回答になりますでしょうか？	①5名の先生は実習補助のほかに演習やその他の業務補助をしているという理解でよろしければ、2023年4月1日～2024年3月31日までの期間に実習に関わった人数になりますので、5名の回答でよろしいかと思います。 ※にも記載している通り、実習補助を担当している方の人数を記載していただければと思います。 ②5名のかたの実習指導した日数の合計となります。途中で退職した方は、その方が実習指導した全日数を他の4名の方の合計日数に加算して頂ければと思います。
178	168	Q31～32	在宅看護学実習と保健師養成実習についてです。 上記実習の定義について教えてください。	保健師養成実習:保健師助産師看護師学校養成所指定規則の別表1に定められた、保健師国家試験受験資格の要件となる実習を言います。 在宅看護学実習:同上の別表3の統合分野「臨地実習 在宅看護論」に位置付けられた看護師国家試験受験資格の要件となる実習です。 貴校は、現在、保健師国家試験受験資格に関する科目は「選択制/選抜制」になっていないようでした。その場合、在宅看護学の実習を保健師課程の実習に読み替えている場合もあることが考えられます。 文部科学省への届け出状況をご確認いただくと、確実であると考えます。
179	169	Q31～34	A、D等のご質問の意図をご教示ください。 本務教員として発令されている教員以外でどのくらい経費がかかっているかを調査されたいということでしょうか。 人件費の全体像ではなく、実習のみで人件費がどのくらいかかっているを確認されたいということでしょうか。	はい、その通りです。各大学が実習補助者などにかなり費用を使っているため、それに関する調査です。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

180	170	Q31～34	「非常勤教員」「実習補助員」の定義を教えてください。 併せて「非常勤講師」と「非常勤教員」の違いについてもご教授ください。	2024年度回答内容修正 「実習補助員」は病院や施設などの実習指導のみ担当する補助員を計上してください。1領域、或いは数領域の実習を担当する、日給、時間単位で日々雇用されている方を想定しております。 「非常勤教員」は常勤職員でもなく、実習補助員でもないものを計上していただくことになりますが、年間などで契約がされている実習指導と授業なども担当する非正規職員を入れてください。 非常勤講師は、その大学の常勤教員ではなく、授業科目を担当できる外部の方です。
181	171	Q31～34	当校の非常勤指導員には実習指導のみお願いしている場合と演習も併せてお願いしているケースがあります。 その場合、実習も演習も依頼している非常勤指導員は「非常勤教員」となるかと思いますが、勤務総日数を計算する際も併せて実習と演習の時間数の総計で問題ないですか？ それとも実習科目の場合は実習補助員としての人数と時間数として分ける必要はありますか？	お手数をおかけしますが、実習指導のみの方は、実習補助員としての人数・勤務日数を計上してくださいませでしょうか。 実習指導と演習にも入ってもらっている非常勤教員についての勤務実績は、実習+演習サポート等の合計日数を計上していただいて結構です。
182	172	Q31～34	A及びDにおいて、「実習施設の全数」及び「実習施設数」は、看護学実習全体の施設数、在宅看護学実習の施設数を記載するのでしょうか？それとも正規職員を除く担当者のいる施設数を記載するのでしょうか？	実習施設数については、現在、利用している実習施設すべてを計上してご記入ください。 その下の担当者実数や勤務総日数に関しましては、正規職員以外の人数と勤務日数をご記入ください。
183	173	Q31～34	A及びDについて 正規教員を除く担当者数とありますが、ここでの正規教員とは本学で勤務する教員のうち、正規教員でない者ということで宜しいでしょうか？もしくは、実習施設先の担当者のうち、正規教員でない者ということでしょうか？	貴大学で勤務される教員のうち、正規教員でない方をお願いいたします。 正規教員は、Q4の看護教員欄に記載をお願いいたします。
184	174	Q31～34	A及びDについて 仮に正規職員を除く担当者がいない場合は、実習施設の全数、実習施設数を回答する必要はありますか？	お手数ですが、実習施設の全数、実習施設数をご記載ください。
185	175	Q31～34	父母会からの補助がありますが、回答は必要でしょうか？	「有り」と回答し、その下の補助の内容にもご記入をお願いいたします。 また、Q.36ご意見、ご要望の欄に上記の資金源が父母会である旨、注記をお願いいたします。
186	176	Q31～34	Aに関して 実習施設の全数はカリキュラム上別の単位を取るにあたり同一の施設に実習に赴くというケースの場合、重複カウントされるのか、それともカウントしないのかご教授ください。 Ex)基礎看護学実習でA病院に行き、成人看護学実習で同じA病院に行く場合、重複カウントするかしらないか。 同様に、経営母体と同じだが施設が違う場合もどうかカウントするのか併せてご教授ください。	病院として例示されているケースは、カウントしない対応をお願いいたします。 また、経営母体にかかわらず、施設が異なる場合には、別施設として数えていただけますでしょうか。
187	177	Q31～34	①『実習委託料』については、本学では、看護実習施設に対し、時間あたりの単価×時間数に応じて謝金として支払っております。 一施設【1日あたりの実習委託料】は、時間単価×[実績]時間で計上したいと思います。 ②一施設でお世話になる学生数にはばらつきがあり、【1日あたり1人分の実習委託料】としての計上は厳しいため、年間支払総額のみの記載でもよろしいでしょうか。	①お手数をおかけしますが、ご提案の通り、時間単価×[実績]時間で、【1日あたりの実習委託料】に相当する金額を算定してください。 ②「年間支払総額のみの記載」で大丈夫です。
188	178	Q31～34	A、Dに関し、注記がありますが、これは「1名」が複数領域を担当した場合に複数領域での勤務時間の合計が8時間相当になるよう全部の勤務時間を合算して8時間で割り返した日数を数えるとの理解でよろしいでしょうか？ そうであった場合、本学では「1名」が1つの領域で勤務していても、1日あたり、8時間相当の勤務にならない時間数(3時間とか5時間とか)で勤務している者がおります。この者は例えば1日あたり3時間の勤務であったとしても1日と数えてよろしいでしょうか？ つまり、すべての実習補助員について、1日あたりの勤務時間が8時間相当でなくても1日と数えるのか、全勤務時間の合算を8時間で割り返して日数を数えるのかという質問です。	時給で支払っている教員がいて、その人は1日に3～4時間程度の勤務である。これを1日とカウントするかというご質問かと思います。 1日3～4時間の短時間勤務では、それを1日とカウントしないでください。 お手数ですが、全勤務時間の合算を8時間で割り返して日数を算出してくださいませよう、お願いいたします。
189	179	Q31～34	①ここの実習施設数は、2023年度に実施した施設数を記入しますか。 ②正規職員を除く担当者数と勤務日数の記載するようになっていますが、本学では、臨床系非常勤助手という名称で数名雇用しておりますが、職位が助手のため教員とはみなしておりません。この場合、非常勤教員としてカウントするのかしらないのか。	①はい。実習で利用した施設数をご記入ください。 ②実習補助員としてカウントしてください。
190	180	Q31-A Q32-A	①臨地実習は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべて学内実習に振替ました。この場合のQ31-Aの実習施設の全数は1とし、これにかかる非常勤教員等の人数と勤務日数を記入するという理解でよろしいでしょうか？ ②非常勤教員の勤務総日数は、1日につき2～3コマの指導で勤務時間が8時間に満たない場合はどのように集計したらよろしいでしょうか？ ③Q32-Aについての実習施設数はどのように記載したらよろしいでしょうか？	①ご理解の通りでよいかと思います。 ②※2では、8時間相当となっておりますので、満たない場合でも「日」の単位でカウントして下さい。 ③実習指導者などに協力を得た場合、実習施設数にカウントをして下さい。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

191	181	Q31-A Q33-A	「17.看護学養成のための実習経費等について」内「Q31. A.看護学実習に關しての正規教員を除く担当者の人数および勤務日数について」、「19.助産師養成のための実習経費等について」内「Q33. A.助産師養成実習に關しての正規教員を除く担当者数と勤務日数について」の実習担当者実数は本学内の実習指導者もしくは、実習を行うにあたって雇用をした者という理解でよろしいでしょうか。 また、各実習時に施設ごとにいらっしゃる実習指導者の数がこの欄に当てはまるのでしょうか。（当てはまる場合、記載欄は、「その他」でしょうか。） 本学の場合、実習指導にあたっては、本学教員と各施設の実習指導者が実習指導を行っております。加えて、各施設にいらっしゃる実習指導者に対し、日給という形で指導料を支払ってはならず、実習指導者数を実習担当者実数として記載した場合も、勤務総日数の「※」欄にある注意書きの日給を支払った日という箇所に該当致しません。この場合の記載方法についてご教示いただけますでしょうか。	「実習担当者実数は本学内の実習指導者もしくは、実習を行うにあたって『雇用をした』もの」というご理解で結構です。 本調査項目（Q31からQ34）は、実習の経費はどれくらい支払われているのか実態を知るための項目です。日給として学校側が支払っていないということですので、学校側の雇用とは解釈できません。 実習経費の人員費は、学校が雇用する非常勤教員と実習補助員の2種類から成り立っているという前提で質問が設定されています。もしこの他に貴校が実習のために雇用し、時間給等でお金を支払っている人員費がありましたら、非常勤教員が実習補助員のどちらかに含めてください。 実習経費とは別に実習に必要な経費として「委託料」を回答してもらっています。貴校の場合、受け入れ病院側が人員費として請求していないので、病院で実習担当をする看護師さんについては、委託料に含めて考えていると思います。 病院が「実習指導専用」に病棟の看護師1名を割り当て、その人の日給を大学が負担するということもありました。その場合は大学の雇用ではないとはいえ、実質的に人員費を肩代わりしているわけで、しかも日給として金額も明確にわかります。雇用関係がなくても実質的には人員費として解釈したほうが実態を把握できることから、実習補助員の人員費として解釈し、「実習補助員」として計上（この場合はQ31のAに実習補助員の人数に加える）していただいた事例があります。この大学は、この病院に、委託料を別途支払っておられましたので、ますます純粋な「人員費」と解釈しました。 人数、時間給、稼働時間、稼働日などが明確で、その金額で病院から人員費の肩代わりを請求されている場合は、上記の例と同じように解釈したほうが良いと思いますので、そのようにしていただいて構いません。
192	182	Q31-A、B	①看護学実習全体に關しての正規教員を除く担当者の人数および勤務日数についてご記入ください。 →【※「実習補助員」は病院や施設などの実習指導のみ担当する補助員を計上してください。「非常勤職員は」～】とありますが、こちらに記載する教員、補助員は病院や施設側で雇われている方ではなく、学校側で雇用している方という理解でよろしいでしょうか。 また、その他とはどのような方を表しているのでしょうか。 ②B. 看護学実習の経費についてご記入ください。 →1日あたり1人分の実習委託料 病院等、その他の最低額、最高額とありますが、1人分とは実習に行った学生1人分に対しての実習委託料という理解でよろしいでしょうか。	①「実習補助員」は病院や施設などの実習指導のみ担当する補助員を計上してください。1領域、或いは数領域の実習を担当する、日給、時間単位で日々雇用されている方を想定しております。大学と病院との関係にもよりますが、大学で雇用している方を想定しております。 「非常勤教員」は常勤職員でもなく、実習補助員でもないものを計上していただくこととなりますが、年間などで契約がされている実習指導と授業や演習なども担当する非正規職員を入れてください。 その他は、「非常勤教員」「実習補助員」のいずれでもない場合にご記入下さい。 例えば、実習での人員費として、急を要したため、上記以外の予算で雇用した場合などを想定しております。 ②ご理解の通りとなります。
193		Q31-A、D	Q31のA.実習施設の全数及びD.在宅看護実習施設数についてですが、この施設数とは非常勤及び実習補助員が担当した施設数のことでしょうか。 それとも本学正規教員だけが担当した施設数も含んだ数でしょうか。 本学は非常勤及び実習補助員が担当した施設数と解釈しました。間違いないでしょうか。	A. 実習施設全数の計上方法は、質疑応答集のNo.172にごさいますように、正規教員および非常勤、実習補助員を含み、看護学生が使用している実習施設すべてを計上してください。 D. 在宅看護学実習施設数においても、非常勤と補助員のみならず正規教員も含め、看護学生が使用している実習施設数を計上してください。 その際に、基礎看護学と成人看護学の実習で同じ病院を使用している場合は、1施設としてカウントしてください。
194	183	Q31-B	看護学実習の経費は、 ①「訪問看護ステーション、認定こども園、市町村等」は、「その他」でよろしいでしょうか。 ②定額の場合、「最低額」「最高額」、両方に同額記載の認識でよろしいでしょうか？	①はい、その通りです。なお、訪問看護ステーションについてはQ31のEでも確認しており、EのほうはBのその他のうち、在宅看護学実習に関するものを再度、記載していただくことになります。 ②大学で「定額」が定められており、すべての実習先が同じ金額という場内を想定すればよろしいでしょうか。その場合は「最低額」「最高額」の両方に同額を記載してください。
195	184	Q31-B	Q31-Bにおける1日あたりの実習委託料「病院等」の範囲について、お伺いいたします。 福祉施設、保健所、検診センター等、どの施設まで該当されるかご回答頂けますと幸いです。	病院と診療所を入れてください。その他には訪問看護ステーション、老人保健施設、老人看護施設などが入ります。
196	185	Q31-B	非常勤教員の時間給について、本学では半日給や日給としておりますが、こちらはどのように回答したら良いでしょうか。	半日給や日給の場合は数値を勤務時間数で割って算出してください。その中で最頻値をご回答ください。
197		Q31-B	Q31-B. 看護学実習の経費についてご記入くださいの実習委託料は、施設借用代も込でしょうか。	この実習委託料には、施設借用代や利用料は含まれません。あくまでも学生1人にかかる1日の実習費の最低額と最高額をご記入ください。
198	186	Q31-D、E	実習施設数、経費の回答欄に病院の地域連携部門等とあるのですが、こちらの定義を教えてください。 社会福祉法人が行っている在宅介護支援事業所は当てはまりますでしょうか。	居宅介護支援事業所はその他にカウントして下さい（病院法人として経営している場合もあるかと思いますが、基本的には病院組織の外にあります）。 病院の地域連携部門は、病院の内部組織として、退院調整を行っている一つの部門とお考え下さい。
199	187	Q31-E	「学生1日あたり1人分の実習委託料」と記載されておりますが、年間に定額を支払っている場合、どの様に記入すればよろしいでしょうか。	お手数をおかけしますが、当該施設で、当該年度に実習した学生と日数で定額を割っていただき、「学生1日あたり1人分の実習委託料」に相当する金額を算出していただきたいと思います。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

※回答内のコメントに記載されている参照No.は、オリジナルのNo.をご確認ください

2024/12/16

200	188	Q31-E	在宅看護学実習の経費はDと同様にBの中に含むこととしてよいでしょうか。 含む場合は E記載の訪問看護ステーション、病院の地域連携部門等、その他をBに対応させる場合、 訪問看護ステーション⇒病院等 病院の地域連携部門等⇒病院等 その他⇒その他、でよいでしょうか。	在宅看護学実習経費は再掲になります。 Bでは 訪問看護ステーション⇒その他 病院の地域連携部門等⇒その他 その他⇒その他 に入れてくださいますようお願いいたします。
201	189	Q32、33	本学では保健師助産師の資格は大学院で取得をいたしますが回答の数値を入れさせていただいてよろしいでしょうか。 別のところの調査では、大学での取得に限定している場合には数値を回答しない場合がございますので。	Q32保健師、Q33助産師の実習経費などについての設問にご回答をお願い申し上げます。 Q27で保健師・助産師の養成種別を聞いており、大学院であることがわかりますので、本調査ではそちらの方で分類をしていくことが可能です。
202	190	Q32-A、B	実習施設数、経費に関し、福祉事業所や保健センターと名の付く施設は保健所で問題ないでしょうか。 また、市区町村にはどのような施設が当てはまるのでしょうか。	2024年度回答内容修正 保健所は都道府県および指定都市・中核市・特別区・その他政令で定める市が設置するもので、市区町村はそれ以外の自治体とご考えください。名称は様々であるため、設置主体および役割・機能に照らして、保健師教育担当教員にてご判断ください。
203	191	Q32-C	本設問の「補助金の有無」は、制度としての有無と補助の実績の有無のどちらを問うものでしょうか。 本学では例年、後援会より看護学部の実習に対して交通費・宿泊費の補助を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が中止となったため、補助を実施しませんでした。 そのため、制度としては「有」、実績としては「無」となりますが、どちらで回答すればよろしいでしょうか。	この質問は、制度としての有無を問っておりますので、「有」での回答をお願いいたします。 前年度は、その制度を使用する機会がなかったと理解しました。
204	192	Q34-B	Q34-Bの「学生1日あたり1人分の実習委託料」についてですが、7校の内4校は委託料が0円でした。その場合は、残りの3校の委託料の金額から算出することよろしいでしょうか？	ご提示の通り、残り3校の委託費をもとにご回答を頂きたく、よろしくお願いいたします。

『看護系大学に関する実態調査』の質疑応答集

21. 看護系の学部・学科、大学院のTA・RAについて

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
205	193	Q35	時給の場合にも「年間総勤務日数」の欄があります。フルタイムでなくても、数時間でも勤務していれば1日としてカウントするということになりますでしょうか。または、複数の日を合算して、8時間に達したら1日というカウント方法でしょうか。	数時間でも勤務していれば1日としてカウントする形で計算していただければ幸いです。
206	194	Q35	年間総人数ですが同じ人は含まない人数か含む人数どちらでのカウントをしたらよろしいでしょうか。 例 1月 Aさん Bさん Cさん 2月 Bさん XX XX 3月 Cさん XX XX	月別ではなく年間ですので、「同じ人は含まない人数」にて、ご回答ください。
207		Q35	TA/RAについてですが、本学では、博士前期課程（修士課程）にRAを配置しており、TAは配置していません。博士前期課程（修士課程）のRAをTAとしてカウントしてもよろしいでしょうか。	昨年と同様にご回答頂ければと思いますが、基本的にはTAとRAの制度や業務内容は異なりますので、RAをTAとカウントするのは避けて頂ければと思います。 ただし、TAのような業務内容（授業（講義、演習、実習等）補助）も含めてしているのであれば、TAとしてのカウントは可能です。研究補助のみの場合は、カウントせずをお願いします。
208		Q35	Q35に関して、本学では時給を定めTA制度を運用しておりますが、一部の院生に関しては、本人の意向によりボランティアにて無給でTAとして活動しております。 つきましては、Q35の回答（人数、日数、金額）に当該ボランティア数を含める必要はございますでしょうか。	TAとして登録している人数、日数、金額をご記入くださいますようお願いいたします。 ボランティアにて無休となりますと、TA登録していない可能性がありますので、そのような方はカウントせずをお願いします。

22. その他

No.		設問No.	質問内容	回答
新	オリジナル			
209	195	設問外	表記調査に関しましては、本学科は今年度に開学いたしましたので前年度を対象にした調査項目に回答できません。	回答不可能な部分は全て空欄にして学校コードや大学名など基本情報のみで結構ですのでご記入いただき、ご提出ください。回収率の数には入れさせていただきます。
210	196	全体	本学には、看護学系の教育課程として、看護学科が2課程、大学院（看護学研究科）が1課程、別科（助産別科）が1課程ございます。 本調査では、大学院や別科の情報は、2学科両方に入力しますでしょうか、それとも、どちらかの1学科に入力しますでしょうか。 また、どちらか1学科に入力する場合、大学院・別科の所在キャンパスによってどちらに計上するか判断してよろしいでしょうか。	どちらか1キャンパスの回答に助産別科の数を含んでいただければと思います。
211	197	全体	昨年度までは、調査の趣旨に沿わない数値で報告がなされていた可能性があります。その場合、遡って、報告値を修正したほうがよろしいでしょうか？	いいえ、昨年度までさかのぼっていただくなくて、結構です。
212	198	全体	設問により、「0人の場合は0を記入してください。」の記載の有無がございましたが、記載の無い設問に関しては、0は記載せず「空欄」でよろしいでしょうか。	お手数をおかけしますが、「0」を入れていただきますようお願いいたします。未記入ですと、欠損値の扱いになります。0を入れてくださいましたら、有効回答として、平均値を算出するときに活用することができます。 以上の理由で、「0人の場合は0を記入してください。」とお願いをしております。 正確な結果を出すということで、ご協力をお願いいたします。
213	199	全体	昨年度同様、全体集計を公表するのみで、どの大学がどの設問にどう回答したかは公表されないと考えてもよろしいでしょうか。	「全体集計を公表するのみで、どの大学がどの設問にどう回答したかは公表されない」という方針に間違いございません。